

調査報告書

令和7年12月2日

仙台市立[REDACTED]中学校いじめ調査委員会

仙台市立[]中学校いじめ調査委員会報告書

1 重大事態調査の位置付け

- (1) 重大事態の別 2号
- (2) 重大事態認定日 令和6年10月25日

2 調査の目的、調査組織の構成

- (1) 調査の目的
 - 1) 重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにする。
 - 2) 当該重大事態への対処について検証する。
 - 3) 同種の事態の再発防止策を講ずる。
 - 4) 不登校状態を解消する。(欠席を余儀なくされている場合)

なお、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

- (2) 調査期間
 - 第1回調査委員会 令和6年12月19日 18:00 ~ 19:35
 - 第2回調査委員会 令和7年1月15日 18:00 ~ 20:05
 - 第3回調査委員会 令和7年1月28日 18:00 ~ 19:30
 - 第4回調査委員会 令和7年2月18日 18:00 ~ 19:30
 - 第5回調査委員会 令和7年10月21日 18:00 ~ 19:30

(3) 調査組織の構成

<令和6年度>

- 委員長 [] (校長)
- 副委員長 [] (学校運営協議会会長)
- 委員 [] (父母教師会会長)
- [] (文化体育後援会会長)
- [] ([] 学校教頭)
- [] (教頭)
- [] (主幹教諭)
- [] (生徒指導主事・いじめ対策担当教諭)
- [] (スクールカウンセラー)
- [] (2学年主任・教諭)
- [] (2学年生徒指導担当・教諭)
- [] (2学年担当・教諭)

<令和7年度>

- 委員長 [] (校長)
- 副委員長 [] (学校運営協議会会長)
- 委員 [] (父母教師会会長)
- [] (文化体育後援会会長)
- [] (教頭)
- [] (主幹教諭)
- [] (生徒指導主事)
- [] (スクールカウンセラー)
- [] (3学年主任・教諭)
- [] (3学年生徒指導担当・教諭)
- [] (3学年担当・教諭)

3 当該事案の概要

- (1) 対象生徒 2年■組・男子
- ・欠席日数 令和5年度 合計欠席 11日
 - 令和6年度 合計欠席 110日
 - 令和7年度 合計欠席 19日

・欠席状況

対象生徒の状況

当該事案が発生するまでは、連続して欠席することは特に見られなかった。友人関係では、仲の良い友人と談笑している姿が見られ、関係を築くことができれば男女分け隔てなく関わることができる。行動面で小さな出来事で注意を受けたことは2、3度あったが、これまでは体の臭いについてのトラブルはなかった。当該事案発生後、欠席が続くようになった。

<令和6年度>※R7.3. 31現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
欠席日数												
授業日数												

<令和7年度>※R7.10. 17現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
欠席日数												
授業日数												

(2) 関係生徒について

- 関係生徒A 2年■組・女子
- 関係生徒B 2年■組・女子
- 関係生徒C 2年■組・男子
- 関係生徒D 2年■組・男子

(3) 当該事案の概要

令和6年7月16日の夜、対象生徒母から担任へ、対象生徒が体の臭いのことを言われるなどいじめに遭っている旨の連絡が入った。7月17日、対象生徒が欠席したため、担任と前担任が家庭訪問し、対象生徒から話を聞いたところ、関係生徒A（以後「生徒A」）、関係生徒B（以後「生徒B」）、関係生徒C（以後「生徒C」）から体臭について言われて嫌な思いをしていることが分かった。

7月18日、生徒A、Bから聞き取りをしたところ、二人とも対象生徒の体臭について悪口を言ったことを認めた。7月19日、担任らが生徒A、Bへ指導し、生徒A、Bは自分たちの行動を振り返り、謝罪の意を示した。指導の結果を対象生徒、母に伝えたところ、「安心した」「謝罪の必要もないので、いつもどおり接してほしい」という意向を受け、夏休みを迎えた。

生徒Cについては、クラスも違うことや1年生の頃や2年生になってすぐの話だったこと、もともとは良い関係だったこともあったため、保護者、本人了解のもと、8月21日に聞き取りを行った。かなり以前のことだったため、曖昧な回答が多く、対象生徒の話と一致しない点が多くあった。■、対象生徒は、周りに今回の件が広まっているのではないかと

の不安感から欠席、その後も [] と欠席が続いた。

[]、対象生徒は朝から登校したところ、関係生徒 D（以後「生徒 D」）から臭いのことをいじられ、嫌なあだ名で呼ばれたことを担任に相談した。担任が生徒 D に確認したところ事実を認めたことから、対象生徒の気持ちを確認した上で、教員立ち合いの下、関係修復の場を設定した。この場では対象生徒は納得した様子であったが、家庭に帰った後で、あだ名を言われたことなどに納得がいかない気持ちが高まり、翌日から欠席が続いた。

[]、生徒 C と D から改めて事実確認を行い、対象生徒の気持ちを確認しながら、関係の修復を試みたが、定期考査や朝のみ登校したものの、その後も対象生徒の不安感は消えず、欠席が続いた。

4 調査の内容

(1) 調査方法 資料分析（学校対応記録）

(2) 調査内容 第 1 回にて調査の目的の確認、事案の概要について資料分析をもとに確認を行った。第 2 回にて、事案の概要についての確認と、学校の対応についての評価を審議した。第 3 回にて今後の対応や支援策についての検討と意見交換を行った。第 4 回にて、調査報告書の内容について意見交換、審議を行った。なお、調査報告書の作成にあたっては、各委員が調査委員会外の時間をその活動に充てた。

5 重大事態発生の概要

(1) 対象生徒の訴え

事案① 令和 6 年 6 月頃、生徒 A から対象生徒の体臭について「 [] 」 「 [] 」と言われた。また、数学の授業中に「この臭いは授業に支障をきたす」と言われた。

事案② 6 月の給食時間に生徒 A から「この教室臭くない？」と言われた。また生徒 B が「マスク外して大丈夫？」と尋ねた際に、生徒 A に「マスクしていても臭い」と言われた。

事案③ 生徒 B が上記やりとりの際に、対象生徒を指さしていたように感じた。

事案④ 7 月 16 日の休み時間、生徒 B が「臭い」とクロームブックに入力し、その他の生徒に見せていたように見えた。

事案⑤ 7 月 16 日の理科の授業のグループ活動の際に、生徒 B が対象生徒と隣になりそうなその他の生徒に欠席者の座席に移動するよう言った。

事案⑥ 1 年生の頃、部活動で生徒 C に「やばい、鼻が曲がりそう」と言われた。

事案⑦ 2 年生になり、生徒 C が休み時間に対象生徒のところに来て会話をした際に体臭を嗅ぐような仕草をされ、「やっぱりな」と言われた。

事案⑧ 8 月 27 日、生徒 D に臭いのことをいじられたり、「 [] 」というあだ名を言われたり、「全部お前が悪いんだ」と言われたりした。

(2) 関係生徒からの聴取内容

- ・ 生徒 A は、①、②について事実と認めた。
- ・ 生徒 B は、③についてのやりとりは認めたが、対象生徒を指さしたことは否定した。また、④、⑤については否定した。
- ・ 生徒 C は、⑥について覚えていないと答えた。また、⑦について対象生徒の体臭を感じ、「ウ

ッ」と思って鼻をつまんだが、「やっぱりな」という発言については否定した。

- 生徒Dは、⑧について臭いのことを「[]」「対象生徒唯一のオーラがある」「全部お前が悪いんだ」と言ったことは認めた。「[]」とは言っていないと否定した。聴き取りの結果、③、⑥、⑦、⑧については一致したが、④、⑤については否定していたが、体臭のことを言っている状況は認められた。

(3) 当該事案の事実経過

① 令和6年7月16日夜、対象生徒母からいじめの訴えとともにしっかりと対応してもらいたい旨のメッセージが届いた。17日夕方、担任と昨年度担任が家庭訪問し、対象生徒から話を聴いた。以下確認した内容。

(ア) 関係する生徒は、生徒A、B、C。

(イ) 生徒Aは昨年度も同じクラスであったが、昨年度はそうした行為はなかった。今年度5月の席替えで前後の席になった頃から始まった。

(ウ) 悪口をやめてほしい。注意をして止めてほしい。生徒Aが今年度になってからなぜ悪口を言うようになったのか、そのきっかけを知りたい。

いじめ防止等対策委員会で、事案を共有し、対応方針として生徒A、Bから事実確認を行うこととした。生徒A、Bからまずは話を聴くことを対象生徒、保護者に伝えた。

② 7月18日、対象生徒は欠席した。放課後、生徒A、Bに事実確認を行ったところ、生徒Aは、事実を認め、対象生徒に対して良い印象がなかったことから調子に乗って言ってしまったと話した。生徒Bは、理科の授業中に悪口を言ったことを認めた。一方で、クロームブックや指さした件は否定した。また、周囲の人が言っていたことに頷いたり同調したりして一緒に笑っていたことを認めた。その後、生徒A、Bの保護者へ聴き取り内容を報告、また、対象生徒の母へ聴き取った内容を伝えた。

③ 7月19日、放課後、担任と前担任が生徒A、Bに改めて現在の気持ちを確認した。生徒A、Bともに自分の言動について反省し、対象生徒への謝罪の意を示した。担任から人の気持ちを考えて発言しなければならないことなどを指導した。

④ 同日、夕方、対象生徒が母とともに登校した。担任より生徒A、Bからの聴き取り内容を伝えた。対象生徒の訴えと異なっている部分はあるが、生徒A、Bからの再聴き取りは必要ないとのことだった。生徒A、Bともに反省している様子であったことや生徒A、Bの発言内容を聴き、対象生徒、母ともに安心したと話した。また、生徒A、Bからの謝罪の必要はなく、今後もしもどおり接してほしいとの話があった。

⑤ 8月21日、担任等で生徒Cから聴き取りを行った。生徒Cは、対象生徒の臭いについて直接言ったかどうかは曖昧であった。生徒Aとの会話の中で体臭のことを話したことはあるが、臭いを嗅ぐ仕草はしていないとのことだった。担任等より、友達との付き合い方を改めること、言っていなくても態度に出る可能性があることを指導した。

⑥ []、対象生徒は、周りに今回の件が広まっているのではないかという不安から欠席し、[]と欠席した。いじめ防止等対策委員会で、関係生徒との関係修復の場の設定やステーション利用の提示をすることを確認した。

⑦ []、対象生徒は朝から登校したが、級友の生徒Dに臭いのことをいじられ、悪口を言われたことで不快な気持ちになり、担任へ相談した。担任が生徒Dに聴き取りをしたところ事実を認めたため、昼休みに関係修復の場を設定した。対象生徒はその後、早退した。同日、対象生徒の母および生徒Dの保護者へ状況を説明した。その際、生徒Dの保護者から、生徒D

が友人から対象生徒が生徒Dの[]をバラしていたと聞き、生徒Dは「俺は謝ったのに、裏でそんなことを言っていたのか」と腹を立てながら帰ってきたとの話があった。この件については、対象生徒が登校できるようになってから聴き取りを行うこととし、生徒Dに対しては、指導した件と対象生徒が行った行為には関係がなく、まずは自分のした行為をしっかりと反省するよう指導した。

⑧ []、対象生徒は前日の生徒Dの件にショックを受けて欠席した。その後、[]まで欠席が続いた。その間、学校は対象生徒の母と連絡を取り合いながら、C、Dの再聴き取り、その他の関係生徒への聴き取りを実施した。生徒Cは対象生徒の言っている場面とは違うものの、体臭のことをいじったことを認めた。また、担任が生徒Dに対して対象生徒の思いを伝えた。

⑨ 9月18日、対象生徒と生徒Cとの関係修復の場を設定した。対象生徒と生徒Cとは良い関係だったこともあり、これで一区切りをつけて以前のような関係に戻れば良いと話した。生徒Cは謝罪し、良い関係に戻りたいと話した。

(4) 当該事案の認定しうる事実

調査をした結果、生徒Aに関する事案①、②については事実として認めた。生徒Bに関しては事案③についてのやりとりについては事実として認められたが、事案④、⑤については否定したが、体臭について話していることは認めた。また、生徒Cに関しては事案⑥については覚えておらず、事案⑦については体臭を嗅ぐような仕草をし、鼻をつまんだことは事実として認められ、事案⑥、⑦の「やっぱりな」という発言は事実として認められなかった。生徒Eに関しては事案⑧のにおいに関してのいじりと「全部お前が悪い」という発言は事実として認められたが、「[]」という発言は否定しており、事実と認められなかった。

6 学校の対応

(1) 学校の対応について

① 初期対応について

生徒A、Bについては、同じクラスであったため、事案認知後速やかに事実確認を行うなど解決に向け進めていた。一方で、生徒Cについては、クラスも違うことや1年生の頃や2年生になってすぐの話だったこと、もともとは良い関係だったこともあったため、夏休み明け直前に聴き取りを行った。以前の出来事で、記憶があいまいな点もあり、十分に事実確認ができなかった。

② 関係改善の場の設定

対象生徒と生徒Cとは、関係性が近かったことから、関係修復の場を持つことができた。一方で、生徒A、Bとの事実確認は早期にできたものの対象生徒及び母親の希望もあり、関係修復の場を持つには至らなかった。

③ 全体指導について

加害側への個別の指導は終えていたものの、一方で、本事案の関係生徒以外にも、対象生徒のことについて関連する言葉が出る雰囲気があることから、再発を防ぐ必要があった。そのため学校は、学級への全体指導を提案したが、対象生徒が全体への指導をその時点では望んではいなかったことから、実施はしなかった。

④ 登校支援について

対象生徒は、本事案を経ての情報の広がりや周囲からの視線に不安を抱いていたが、担任や

保護者からの丁寧な働きかけもあり、対象生徒の努力によって登校が再開するチャンスが何度もあった。対象生徒が登校したタイミングは、他の生徒の登校が落ち着く8時30分頃であった。また、登校しなくても担任と対象生徒との連絡などができるようクロームブックでのクラスルームを作成したが、活用には至らなかった。

⑤ 学習支援について

対象生徒が、週1回の登校など前向きな変化が見られてきている。保護者からも学習の遅れが心配であるという相談が担任へされているが、学習支援は本人も望んでいなかったため、担任との関係づくりを優先させた。

⑥ 保護者支援について

担任と対象生徒のつながりを強くしていくために、保護者との継続した丁寧な連携を進めてきていた。対象生徒の登校の大きな支えとなっていた。

(2) 学校の対応に係る考察

① 初期対応について

学校は、事案認知後速やかに対象生徒からの聴き取りを行い、いじめ対策委員会での検討を行いながら事実確認を行った。聴き取りを複数体制で行い、また、対象生徒の気持ちに寄り添い、保護者の了承を得ながら解決に向け進めていた。一方で、対象生徒から聞き取った事案については、十分な対応とはいえなかった。対象生徒の要望なども当然考慮する必要はあるが、対象生徒の学校生活への不安感を取り除くなどするためには、学校の方針を説明するなどして対象生徒の問題解決に向け踏み込んだ対応を図る必要があった。

② 関係改善の場の設定について

対象生徒が謝罪等を望まない場合、その関係修復の場は誰のために行うのかと考えた時に、その効果がある場合はあるとしても、目的を考えれば必ずしもそうした場を持つ必要はないと考える。今回、対象生徒が望んでいなかったことから、生徒A、Bと関係修復の場を設けることは難しく、対象生徒に関係修復を無理強いする必要はなかったと考える。

③ 全体指導について

生徒Dとの事案が起こりうる可能性があったとして、それを予想し前もって全体指導をすることは難しかったと考える。理由は、全体指導を実施したとしてももうわべの指導になり、逆に、勘ぐらせることにもなる可能性もあり、効果的な全体指導を行うことはこの段階では難しかったと考えられるからである。また、対象生徒が周囲にこの件が広まっているのではないかという不安を語っていたことから、対象生徒の不安を解消させることが第一とすれば、対象生徒が全体指導を望まないという意思を尊重し、この段階で学級等での全体指導を行わないとしたのは妥当であったと考える。

④ 登校支援

対象生徒は、登校した際は担任と会う時間になるまで昇降口付近のベンチに座っていた。昇降口の付近は人の出入りもあり、落ち着いて待機することができなかったことが考えられる。

安心して登校し、負担を感じることがない各場所や時間の確保が重要である。ステーションという場所に限定することなく、居場所や体制づくりが必要である。

また、登校できない要因を探ることよりも対象生徒が登校できるきっかけになるものを検討するほうが有効と考える。

ICTの活用については、どのように使うのかなど十分に相談やガイダンスを行うことが必要であった。苦手であったり、スキルに不安を感じたりしている場合は、マイナスに働く場合も

ある。ただし、対象生徒との連絡手段や回数を増やすための新しい試みは、結果はどうであれ試してみたのは良かったのではないか。支援に当たっては目的や方法については吟味する必要がある。

⑤ 学習支援

対象生徒や保護者の立場を考えると、登校しているかどうかに関わらず、無理のない範囲での学習支援や進め方についての検討も必要である。一方で、どのように進めるかは、対象生徒との十分な相談が必要である。今は行事に関連したものが大きなモチベーションになっていたため、対象生徒の状態も考慮した学校の対応は良かったのではないか。対象生徒の学習に対する心の準備をしっかりと、少しずつ学習支援を行っていく方が負担感は少ないと考える。

⑥ 保護者支援

対象生徒の保護者の立場を考えると、本事案や対象生徒の現状についての様々な思い、心情が想像できる。対象生徒への支援を継続していくのは当然のことであるが、その最も身近な保護者の支援が重要である。保護者の要望や悩みなどを丁寧に受け止めることが、対象生徒への支援の一助となることから、担任だけではない組織的な支援の方法を模索する必要がある。

7 当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 当該事案への対処について

① 教育相談の継続

登校時の担任との面談を継続していく。その中で、対象生徒の不安感を軽減していく。具体的には、対象生徒からよく話を聴き、何をしたら安心かなど対象生徒の不安感に寄り添って対応していく。自分の安心回復のためにはどのような手立てがあるのかということ、対象生徒と一緒に考える機会を持つ。こうした対象生徒と対話を重ねていく過程で、担任から周囲の生徒に伝えておいてもらいたいことなどに気付かせていくべきであった。

また、こうしたできることを一緒に掘り下げて考えていくという作業により、その結果、良い案が出なくても、そこから対象生徒の安心感につなげていきたい。

また、情報共有のため、保護者との面談やSCと連携して対応していくべきである。

② 登校支援の継続・学習支援への展開

登校した際の実際の動きや流れのイメージを持たせることが有効である。漠然とした不安を抱える生徒には、事前に具体的な詳細を提示し、一緒にイメージを育てることが必要である。提示したうえで対象生徒が選択できるよう進めていく。当面は修学旅行に向けた班ごとの話し合いや行事などへの参加に向けて、担任以外の関われる職員も対応できる体制を整えていく。さらに、登校が継続するようになってきたら、「これならできそう？」などの振り返りや言語化する場を持つことを心がけていくことが必要であると考えられる。

③ 学習活動においていじめ未然防止の継続

相互理解や思いやりが指導内容である道徳の授業をより一層充実させ、差別や偏見のない公正公平な態度で生活することの大切さを伝えていくべきである。

④ 新年度に向けての具体的な教育相談

新年度の登校につなげるために、本人・保護者の要望を聴き取り、実現可能な具体的な対応策を提示することで、登校に対する不安感の軽減を図り、学校生活の再スタートをスムーズに

切れるようにするべきである。

(2) 再発防止策の提言

① 早期対応の再構築

日常の生徒の変化を見逃さずに、担任だけでなく、学年全体で生徒の対応に当たることができるように、情報共有を密に行い、早期発見、見守り体制を整えるべきである。

② 教育相談体制の組織や施設面での改善

登校した際に、教室に入ることが難しい場合、待機場所として使用したり、遅れて登校したときに対応するために使用したりと、対象の生徒の動きに柔軟に対応できるように、相談室を設置する。また、登校した生徒については、素早く情報を共有し、学年対応だけでなく、全職員が同じような対応ができる体制づくりを整えるべきである。

③ 相互理解を深めていく教育活動の充実

p4c 活動(探求の対話活動)などの実施を充実させ、コミュニケーション能力の育成、対話の場のセーフティの大切さを学び、人間関係、集団関係づくりに生かしていくべきである。

8 対象生徒の状況

令和6年度の2学期後半は参加したい授業や担任の空き時間に合わせ、 の登校を継続している。修学旅行への参加をとっても前向きに考えており、自主研修で同じ班になった人と、別室で会う機会もあった。また、生徒Cとの関係も改善傾向にあると実感しており、少しずつ同級生に会うことへの抵抗感が減ってきている。自宅学習に意欲が出てきており、運動の習慣もついてきた。そういった状況から表情も明るくなってきており、来年度は教室へ復帰すると自ら言っていた。

令和7年度からの教室復帰に向けて、本人が安心して過ごせる友人と同じクラスになるように配慮し、関係生徒と距離が取れるよう教室を配置した。そのため、4月からは教室に復帰し、欠席も少なくなった。月に一回、担任との振り返りを行い、困っていることはないか確認すると同時に、頑張りや変化を担当からの視点で伝えている。この振り返りの機会だけでなく、嫌な思いや困ったことがあったときには、気持ちを落ち着かせ、どうしたいかを担任や学年生徒指導担当などに相談している。また、同じ学級の友人に、昨年度休んでいたことについて話すなど、相談できる級友も増え、親身になって助言をくれる人もいると話していた。安心して過ごせる環境が整ってきたことで、級友と楽しく過ごしている。

保護者とは、本人との振り返りや相談の場で聞いた話を共有している。また、保護者からはまなびポケットのメッセージで、自宅での本人の様子を伝えてもらい、双方向での見守りを継続している。令和7年度に入り、登校状況に改善が見られるので、今後は学習について支援していく方針を、三者面談で確認した。

夏休み以降も本人と定期的に面談を行い、不安なことや心配なことがある場合はその都度担任が話を聞き、保護者と共有して、学年、学校全体で対応に当たっている。

